

○警察庁告示第一号

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）第四条第二項及び第三項、第五条並びに第九条第二号の規定に基づき、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第四条第二項等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示を次のように定める。

令和三年六月二十五日

警察庁長官 松本 光弘

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第四条第二項等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示

（警察庁長官に対する申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項を入力する方法）

第一条 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第四条第二項に基づき申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこと

とされている書面等に記載されている又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読取装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。

（規則第四条第三項に規定する警察庁長官が定める場合）

第二条 規則第四条第三項に規定する警察庁長官が定める場合は、警察庁長官が指定する申請等ごとに、警察庁長官により付された識別符号及び暗証符号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置としてそれぞれ警察庁長官が指定する措置を講ずる場合とする。

（申請等を行った者を確認するための措置として警察庁長官が定める措置）

第三条 規則第五条に規定する申請等を行った者を確認するための措置として警察庁長官が定める措置は、前条に規定する措置とする。

（警察庁長官が行う処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により受けたいことを希望する旨を届ける方法）

第四条 規則第九条第二号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けたいことを希

望する旨は、規則第四条第一項に規定する方法によって警察庁長官に届け出るものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。